

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 市の公共施設のキャンセル時の料金還付について

相模原市は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市の公共施設において開催するイベント等について、利用を中止又は延期としていただいた場合、当面の間、既にお支払いいただいている施設の利用料金等を、全額還付することといたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 対象の期間

施設の利用日が令和2年2月14日(金)から同年4月13日(月)までのもの

### 2. 対象の地域

市内全域の市の公共施設

### 3. 施設使用料等の還付

イベント等を中止し、又は延期し、施設の利用を取消していただいた場合、従来は取消理由及び取消日に応じて既に納付いただいている利用料金等を全額還付できない場合がありますが、今回の取り扱いにより新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用を取消していただいた場合は、その全額を還付することとします。

手続などの詳細は、各施設へお問い合わせください。

お問い合わせ先  
担当：経営監理課  
042-769-9240(直通)